

## 2号認定及び3号認定の利用者負担額（月額）

定義及び条件		国基準額(注1)		市階層区分	市利用者負担額				階層別出現率(注2)
		3歳未満児(円)	3歳以上児(円)		3歳未満児(円)	国基準に対する負担割合	3歳以上児(円)	国基準に対する負担割合	
生活保護世帯等		0	0	A	0	—	0	—	0.7%
A階層を除き当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が右記の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000	B	0	—	0	—	3.4%
	均等割の額のみ世帯			C	1,500	7.7%	1,200	7.3%	0.5%
A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額の区分が右記の区分に該当する世帯	15,500円未満	19,500	16,500	D 1	2,400	12.3%	1,900	11.5%	1.0%
	15,500円以上 35,100円未満			D 2	4,500	23.1%	3,700	22.4%	1.0%
	35,100円以上 57,900円未満			D 3	6,000	30.8%	4,800	29.1%	3.0%
	57,900円以上 80,700円未満	30,000	27,000	D 4	7,300	24.3%	5,800	21.5%	3.0%
	80,700円以上 103,500円未満			D 5	9,700	32.3%	7,000	25.9%	5.5%
	103,500円以上 130,100円未満	44,500	41,500	D 6	12,000	28.9%	8,500	20.5%	6.6%
	130,100円以上 156,700円未満			D 7	15,500	37.3%	10,300	24.8%	6.3%
	156,700円以上 183,300円未満			D 8	19,000	42.7%	11,700	28.2%	7.3%
	183,300円以上 209,900円未満	61,000	58,000	D 9	22,500	36.9%	12,900	22.2%	7.6%
	209,900円以上 236,500円未満			D 10	26,000	42.6%	14,000	24.1%	7.3%
	236,500円以上 263,100円未満			D 11	29,000	47.5%	15,500	26.7%	5.9%
	263,100円以上 289,700円未満	80,000	77,000	D 12	32,000	52.5%	16,500	28.4%	6.6%
	289,700円以上 316,300円未満			D 13	34,000	55.7%	17,500	30.2%	5.8%
	316,300円以上 348,000円未満			D 14	37,000	46.3%	18,500	24.0%	4.8%
	348,000円以上 379,700円未満			D 15	40,500	50.6%	20,000	26.0%	4.8%
	379,700円以上 411,400円未満			D 16	43,000	53.8%	21,500	27.9%	3.3%
	411,400円以上 443,100円未満	104,000	101,000	D 17	44,000	42.3%	22,000	21.8%	3.5%
	443,100円以上 474,800円未満			D 18	45,000	43.3%	22,500	22.3%	2.2%
	474,800円以上 518,100円未満			D 19	45,600	43.8%	23,000	22.8%	2.5%
	518,100円以上 604,700円未満			D 20	45,800	44.0%	23,500	23.3%	2.5%
	604,700円以上			D 21	46,000	44.2%	24,000	23.8%	2.9%

注1：国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（市町村はこの基準を上限として利用者負担を設定する。）

注2：平成27年12月時点の標準時間・短時間認定の児童数を元に積算した。

備考 利用者負担額は、標準時間認定の額のみを記載した。短時間認定は、表中の利用料の1.7%減額した額を基本とする。国基準と市階層区分で税額等が一致しない階層の負担割合の積算については、国基準額の低い額を元に積算した。